

水道指定給水装置工事事業者の各種手続きについて

香美町の給水装置工事事業者として新しく指定を受ける場合、又は既に指定を受けている工事事業者で申請した内容に変更等が生じた場合は、届出が必要となります。申請様式をダウンロードし、必要書類と併せて、上下水道課又は村岡地域局内上下水道課にご提出ください。

1. 新規申請

有効期間は指定の日から5年間です

No.	提出書類等	個人	法人	備考
①	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1) ※両面印刷	○	○	
	「機械器具調書」(様式第1別表)	○	○	写真の提出もお願いします
②	「誓約書」(様式第2)	○	○	
③	「給水装置工事主任技術者選任・解任届出書」 (様式第3)	○	○	指定から14日以内に選任し届出してください
④	「住民票」	○		発行日から3か月以内のもの 本籍・続柄の記載は不要です
	「登記事項証明書」		○	発行日から3か月以内のもの
	原本証明した「定款」の写し		○	(例)本書は原本と相違ないことを証明 いたします。 令和〇〇年〇〇月〇〇日 兵庫県美方郡香美町〇〇区〇〇XX-X 株式会社 〇〇〇〇 代表取締役 〇〇 〇〇
	「主任技術者免状」又は「技術者証」の写し	○	○	
⑤	手数料(10,000円)	○	○	申請時にお支払いをお願いします

2. 更新申請

有効期間は従前の有効期間満了日の翌日から5年間です

No.	提出書類等	個人	法人	備考
①	「指定給水装置工事事業者指定申請書」 (様式第1) ※両面印刷	○	○	
	「機械器具調書」(様式第1別表)	○	○	更新時は写真不要です
②	「誓約書」(様式第2)	○	○	
③	「指定給水装置工事事業者 指定更新時確認書」	○	○	
④	「住民票」	○		発行日から3か月以内のもの 本籍・続柄の記載は不要です
	「登記事項証明書」		○	発行日から3か月以内のもの
	原本証明した「定款」の写し		○	新規申請④の備考欄をご覧ください
	「主任技術者免状」又は「技術者証」の写し	○	○	
	講習会の終了証、研修受講証、資格証等の写し	△	△	講習会・研修等の受講実績、保有資格等 がある場合は添付してください
⑤	更新手数料(10,000円)	○	○	申請時にお支払いをお願いします

